

条例第 11 条の 3 に基づく利用料金（入館料）の減免基準

(1) 減免内容

区 分	減免割合
① 本市の事業と密接に係る事業で、国及び他の地方公共団体が行う事業又は行事（学校教育法第 1 条に規定する学校及び児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設が行うものを除く。）のために使用する時。	10割
② 市と共催により使用する時。	10割
③ 市の後援により使用する時。	5割
④ 市内の小中学校（特別支援学校を含む。）の児童が教師等の引率により教育の一環として使用する時、減免を行うことが、やむを得ないと認められる時。	10割
⑤ 市内の幼稚園及び児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設の園児等が教師等の引率により教育又は事業等の一環として使用する時、減免を行うことが、やむを得ないと認められる時。	10割
⑥ 市内に在住の者で、年長者施設利用証、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用する時（当該手帳又は施設利用証を提示して使用の承認を受けた場合に限る）。	10割 (ただし、年長者施設利用証の交付を受けた者が、小倉城庭園に入場する場合は、入場料の 2 割)
⑦ 福岡市内に在住の者で、福岡市シルバー手帳の交付を受けた者が使用する時、または、公的機関が発行した 65 歳以上であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、国民健康保険証等）を所持した者が使用する時（当該証明書等を提示して使用の承認を受けた場合に限る）。	2割
⑧ 熊本市内及び鹿児島市内に在住の者で、公的機関が発行した 65 歳以上であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、国民健康保険証等）を所持した者が使用する時（当該証明書を提示して使用の承認を受けた場合に限る）。	2割
⑨ 下関市内に在住の者で、介護保険被保険者証の交付を受けた者（ただし、年齢が 65 歳以上の者）が使用する時（当該被保険者証を提示して使用の承認を受けた場合に限る）。	2割
⑩ 市内の公共的団体がその設立目的の遂行のために事業又は行事を行う時。	10割

⑪ 本市に公園用地を無償で提供する当該公園用地の所有権を有する法人、団体、個人が、当該公園用地を使用する場合で、その使用方法等が公益上相当であると認めるとき。	10割
⑫ その他市長が特に必要があると認めるとき。	市長が相当であると判断する場合